

山形県雪対策アクションプラン（案）に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

令和7年2月6日（木）～令和7年2月21日（金）まで

2 意見の件数

12件（意見提出者1人）

3 提出された御意見及びそれに対する県の考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	山形県雪対策アクションプランについて寄せられた県民や、いきいき雪国やまがた推進県民会議での意見・提言は、1頁記載の庁内連絡会議に集約・共有され、進捗状況や課題、目標の達成状況の整理・分析を行い、事業内容の見直しや改善を検討されることになるのでしょうか。庁内連絡会議は随時開催されているのでしょうか。	いきいき雪国やまがた推進会議にあっては、関係部局も陪席し、委員からの御意見や提言を直接伺い、各事業の推進に役立てております。 庁内連絡会議については年1回の開催を通例としておりますが、随時いただく県民からの御意見や提言については、その都度関係する部局と共有し、御意見の活用を検討しているところです。
2	5頁記載の「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」について、自宅の除雪作業中に屋根からの落雪による人身災害が発生しているので、県民への危険性の周知の徹底と建物管理者への建物の安全管理の周知徹底が重要であると思います。	県では現在、気象庁から発せられる気象情報等をもとに、県HPや公式SNS、Yahoo!防災速報等において雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報を発信しているほか、山形県雪情報システムHPから、国立研究開発法人防災科学技術研究所などが提供する「雪おろシグナル」へのリンクを掲載し、周知に努めております。さらなる周知手法の拡大に向け、引き続き検討してまいります。
3	7頁記載の「県内主要道路の雪による道路規制情報の提供」とともに、大雪が予想される場合は事前の交通規制が必要と思われる。	大雪時における事前の交通規制については、周辺道路の状況等も考慮の上、適切に判断してまいります。
4	10頁記載の「市町村との連携による除雪の実施」にある、「県道と市町村道の除雪作業経路の一元化」は、ICT除雪運行システムを利用することで可能なのでしょうか。国との連携もこのことで図られているのでしょうか。	「除雪作業経路の一元化など」という表現は誤解を招く恐れがあることから、「効率的な除雪作業の実現に向け」と修正いたします。なお、ICT除雪運行システムは、この効率的な除雪作業に向けた調整にあたり使用しているものではありません。国との連携にあたってはICT除雪運行システムは使用していません。

5	10頁記載の「除雪業者との意見交換の実施」は除雪期の前後で実施して効果的な除雪体制をつくっていただきたい。	除雪業者との意見交換は除雪期前に実施しているほか、除雪期後は除雪業者へのアンケート調査等を実施し、効率的な除雪体制の構築に努めてまいります。
6	11頁記載の「地域除雪ボランティアの活動推進」にある、社会福祉協議会等と連携した中高生、大学生等による除雪ボランティア活動を実施支援することは、中高生、大学生の地域貢献に資する取組みであるし、地域への実情を知ることできる良い取組みと思われる。	県内外の学生に対し地域活動への参加を促すことにより、地域への愛着の醸成や、関係人口の創出にもつながる効果があると考えており、学業等とのバランスを考慮しつつ、今後も推進してまいります。
7	12頁記載の「広域除雪ボランティアの活動推進」は、この取組みが周知され首都圏との交流人口の拡大に資する取組みになることに期待したい。	やまがた除雪志隊については現行アクションプランの目標を上回るペースで隊員登録数が伸びており、その半数以上が県外からの登録となっています。 本制度は除雪の担い手確保だけでなく、県外人材と地域との交流による地域活性化にも資する制度であり、引き続き制度の周知を図ってまいります。
8	12頁に記載がある、企業がCSR活動として除排雪活動を行っている場合は、県発注事業でのインセンティブはあるのですか。	あくまで各企業における地域貢献活動として行っていていただき、県の入札関係等において優遇的な取扱いを行うものではありません。
9	15頁記載の「海外への冬季観光情報の発信」は旅行事業者と提携した商品開発も含むものですか。	海外への情報発信に関しては、多言語ホームページやSNS等を利用した情報発信の他、現地旅行会社の招請などによる旅行商品の造成・販売に向けた働きかけ等を含みます。
10	16頁記載の「農業被害防止に向けた除排雪の支援」は、今冬の大雪でも果樹に被害が発生しています。降雪による被害発生の事前予報などの情報提供も含めて支援を強化してもらいたい。	農業被害が危惧される大雪が予見される場合、農業以外の一般的な生活にも大きな影響が見込まれますので、広く県民に向けて注意喚起を徹底してまいります。 ※具体的な注意喚起手法は番号2で記載
11	17頁記載の「いきいき雪国やまがた情報サイト」を、SNSなどで周知して利用を促進していただきたい。	山形県の公式SNS等の活用により、情報サイトの認知度向上を図ってまいります。

12	17頁記載の「雪国技術イノベーション研究会」で雪国技術イノベーション事例集を作成しているようですが、ここで紹介している事例の製品の周知を図っていたきたい。また、この製品を購入する場合は県の支援制度はあるのでしょうか。	「雪国技術イノベーション事例集」については現在県HPへの掲載により広く公開をしておりますが、雪害事故防止セミナーにおける配布等、今後とも機会を捉えて周知してまいります。 なお、消融雪設備の導入については、県及び市町村の住宅リフォームや再生可能エネルギー（地中熱利用）設備に係る補助金の補助対象となる場合があります。
----	---	---